

お申込みからご利用まで

空き状況のご確認

施設のホームページ、お電話等でご確認ください



利用申請

市民等	営利目的の方	市民等以外
6か月前の日の属する月の初日	3か月前の日の属する月の初日	2か月前の日の属する月の初日

利用許可申請書をご提出ください



審査・決定

申請から3日以内に審査・決定します



利用料のお支払い

ご利用の2か月前までにお支払いください



利用許可書の発行



キャンセル

ご利用の30日前までの取り消し	利用料の全額を返還
ご利用の10日前までの取り消し	利用料の5割を返還
ご利用の9日前から当日までの取り消し	利用料の返還なし

ご利用当日

受付に利用許可通知書を提示し、部屋の鍵と「点検カード」を受け取りご利用ください

木更津市金田地域交流センター

所在地 千葉県木更津市金田東6-11-1

TEL・FAX 0438-97-6292 0438-97-6295

メールアドレス info@k-exchange.jp

ホームページ https://k-exchange.jp

【開館日】火曜日～日曜日
午前8時30分～午後9時30分

【休館日】月曜日（月曜日が祝日の場合、翌火曜日※）
※月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日
年末年始（12月29日～翌年の1月3日までの日）

【駐車場】55台（内、車イス用3台、管理者用5台）

【駐輪場】2カ所（30台）

【指定管理者】三幸株式会社 南総支店

●木更津市役所金田出張所

【TEL・FAX】0438-97-6314 0438-41-5300

【開館日】月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

【休館日】土曜日・日曜日・祝日
年末年始（12月29日～翌年の1月3日までの日）



木更津市金田地域交流センター

まさてらす



施設概要

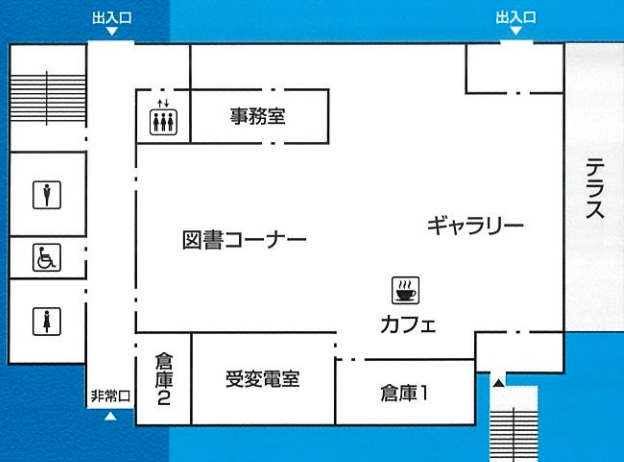
地域交流センターゾーン

- 事務室 ●ギャラリー
- 図書コーナー ●カフェコーナー
- トイレ(男・女) ●多目的トイレ



▲ギャラリー

◀図書コーナー



行政センターゾーン

●木更津市役所金田出張所

【金田出張所でできる手続き】

- ①戸籍及び住民票等の発行
- ②各種団体事務局(地区まちづくり協議会、青少年健全育成住民会議、区長会等)
- ③社会教育及び生涯学習に関する各種事業



- 事務室
- 湯沸室
- 防災倉庫
- 印刷室
- 会議室
- 更衣室
- トイレ(男・女)



地域交流センターゾーン

- 調理室(定員36名)
- 会議室1・2(定員各27名(最大54名))
- ワークショップ室1・2(定員各12名(最大24名))
- 多目的ホール(定員250名) ●控室 ●キッズコーナー
- 授乳室 ●湯沸室 ●トイレ(男・女) ●多目的トイレ



▲多目的ホール



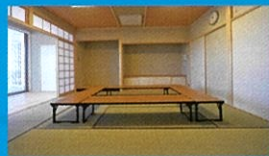
▲キッズコーナー



▲調理室

地域交流センターゾーン

- 和室1・2(定員各12名(最大24名))
- 会議室3・4(定員各27名(最大54名))
- 研修室1・2(定員各12名(最大24名))
- トイレ(男・女) ●多目的トイレ
- ラウンジ
- 湯沸室



▲和室



▲会議室



▲研修室

屋外 イベントスペース



▲イベントスペース1(前庭)



▲イベントスペース2(後庭)

●利用料金表(市内)

利用区分	単位	市民、市内事業者等(規定利用料金)	営利又は営業の目的で利用する場合
多目的ホール	1時間当たり	1,500円	3,000円
イベントスペース1	1時間当たり	500円	1,000円
イベントスペース2	1時間当たり	500円	1,000円
ワークショップ室1	1時間当たり	150円	300円
ワークショップ室2	1時間当たり	150円	300円
調理室	1時間当たり	400円	800円
研修室1	1時間当たり	150円	300円
研修室2	1時間当たり	150円	300円
会議室1	1時間当たり	250円	500円
会議室2	1時間当たり	250円	500円
会議室3	1時間当たり	250円	500円
会議室4	1時間当たり	250円	500円
和室1	1時間当たり	200円	400円
和室2	1時間当たり	200円	400円
ギャラリースペース	1日当たり	1,000円	2,000円

※上記料金には、付帯設備、冷暖房料金を含みます。 ※ご利用は1時間単位となります。

- ①市内に住所を有する者又は市の区域内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体でないものが利用する場合の利用料金は、利用区分に応じて本表に規定する利用料金(以下「規定利用料金」という。)にその5割に相当する額を加算した額とする。
- ②利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- ③利用者が、入場料その他これに類する料金(以下「入場料」という。)を徴収する場合の利用料金は、規定利用料金に、次に掲げる入場料の額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、2種類以上の入場料を徴収する場合は、当該徴収する額の最高額をその入場料として、利用料金を算出するものとする。
 - (1)1,000円以下の額…5割
 - (2)1,000円を超え5,000円以下の額…10割
 - (3)5,000円を超える額…15割
- ④営利又は営業の目的で利用する場合の利用料金は、規定利用料金にその10割に相当する額を加算した額とする。
- ⑤展示(営利又は営業の目的で利用する場合を除く。)の用途に供する場合の利用料金は、規定利用料金の5割に相当する額とする。